東京都 令和6年度 デマンドレスポンス活用を見据えた 家庭用燃料電池普及促進事業

助成金申請の手引き

Ver1.0

(お問い合わせ先・申請書の提出先) 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階 デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業

電話:03-6659-3472

(受付時間) 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)9:00~17:00(12:00~13:00を除く) ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続上の主な注意点を具体的に 説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに 公社の定めるところにより運用されます。

目次

助成金を申請される皆様へ	3
【更新履歴】	4
1.1 事業概要	7
1.2 助成対象者	
1.3 助成対象事業(DR 実証)	9
1.4 本事業の実施期間	10
1.5 助成対象機器	11
1.6 機器経費	
1.7 助成金の交付額	
1.8 本助成金の事前申込	
1.9 本助成金の交付申請	
1.10 手続代行者	
1.11 助成金の交付決定及び交付額の確定	
2.1 助成金交付の条件	
2.2 管理、譲渡等の報告等	16
2.3 処分の制限	
2.4 交付決定の取消し	
2.5 不正手続き等に対する措置	
2.6 助成金の返還	
2.7 違約加算金及び延滞金	20
2.8 他の助成金等の一時停止等	
2.9 個人情報の取り扱い	20
2.10 申請方法	
(参考)関連ホームページのご案内	21

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施するデマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2. 助成対象等の法定耐用年数の期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
- 3. 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを 行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該 関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の 内容を公表します。
- 4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率 10.95%)を加えて返還していただきます。

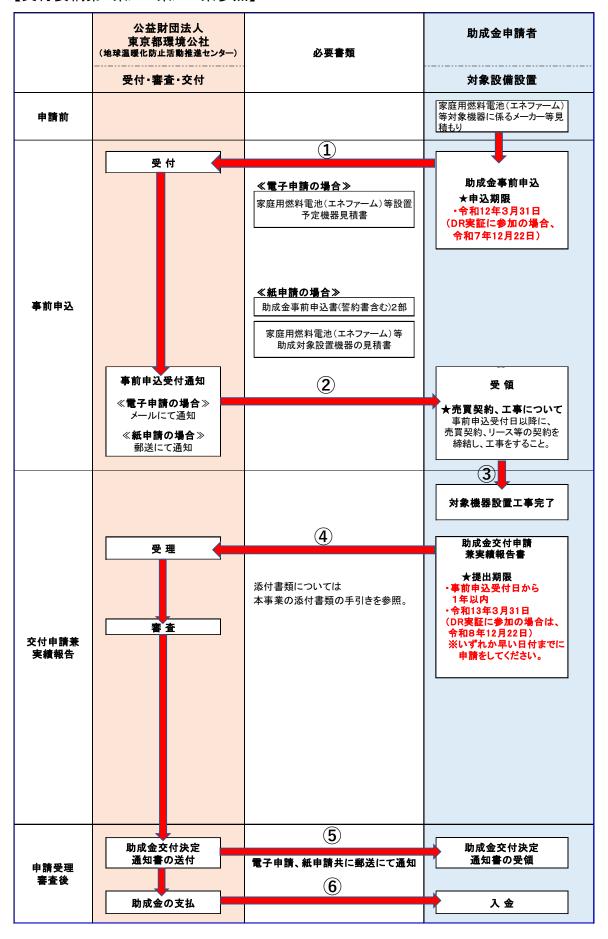
公益財団法人 東京都環境公社

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2024/6/17	_	新規作成
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<<申請手続きの流れ>>

【交付要綱第6条/11条/12条参照】



- ① 申請者は助成対象機器を購入、設置を行う契約前に事前申込を行ってください。
 - 事前申込期限は令和6年6月 26 日から令和 12 年3月 31 日です。
 - (DR 実証に参加の場合は、令和6年6月 26 日から令和7年 12 月 22 日です。)
 - ※ 領収書の領収日が令和6年3月31日以前の場合は助成対象外です。
 - ※ なお、売買契約または設置(領収書の領収日)が令和6年4月1日から令和6年6月26日まで の場合は助成対象となります。その場合は令和7年3月31日までに事前申込を行ってください
 - ※ 申請書作成日ではなく、申請書受付日が基準になります。
 - 選事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。
 - 事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。
- ②公社は事前申込受付通知をお送りします。
 - ※受付通知日以降から工事契約が可能となります。
- ③工事契約、工事着手、工事代金支払を行ってください。
- ④交付申請請兼実績報告を行ってください。
 - 1. 事前申込受付日から1年以内
 - 2. 令和 13 年3月 31 日(DR 実証に参加の場合は令和8年 12 月 22 日)
 - のいずれか早い日付までに申請をしてください。
 - ※ 事前申込から1年以内に申請ができない場合は当該事前申込を無効とします。
 - ※助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。
- ⑤公社で交付申請兼実績報告書を審査し、交付決定通知書を送付します。
- ⑥交付決定通知書の送付から1~2か月程度で、公社より助成金をお振込みします。支払い 日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

1.1 事業概要

《デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業について》

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業(以下「本事業」という。)とは、公社が令和6年度から令和12年度において、都内にある住宅に設置されている家庭用燃料電池※1(エネファーム)又はエネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器※2に対して、その経費の一部を助成することにより、エネルギー消費量の削減、非常時の自立性の向上及びデマンドレスポンス活用可能な家庭用燃料電池の普及を推進することを目的とするものです。

この事業の実施については、「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

- ※1デマンドレスポンス実証に参加した場合は助成金を加算します。
- ※2デマンドレスポンス実証に参加した場合のみ対象となります。

《事業スキーム》



○都の出えん金による基金造成

都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社は、この出えん金により基金を造成します。

〇基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、都内の住宅に助成対象となる家庭用燃料電池(エネファーム)を設置された方に対して、その設置に必要な経費の一部を助成する。

1.2 助成対象者

(交付要綱第3条参照)

本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器(以下「対象機器」という。)を所有する、次の者になります。

- ■所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人
- ■所有する対象機器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する 個人又は法人
- ■その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者
- ■交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に、活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意する者であること。

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 東京都以外にお住まいの方であっても、都内に対象機器を設置する場合は、申請可能です。
- * 対象機器から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有 者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得てい る個人又は法人(住宅供給事業者を除く。)となります。
- * 対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅(以下「助成対象住宅」という。)の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合 など、 助成対象者と電力需給契約者は異なっていてもかまいません。ただし、この場 合は、対象機器 を所有している賃貸オーナーが、申請してください。
- * リース等により対象機器を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成 対象者とします。
- * 実施要綱で記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器貸与という 表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等(リース契約の貸 手、または利用者との利用契約に基づき対象機器を使用させる事業者)が機器を代わりに購入 して借主等(リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく機器の利用者)に使用させ、 借主等は、当事者間で合意した当該機器の使用料を貸主等に支払うものであればよいものとし ます。
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。
- * 対象機器を設置する方は、設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

1.3 助成対象事業(DR 実証)

(交付要綱第4条参照)

助成金の交付額の加算等の対象となる「デマンドレスポンス実証(DR 実証)に参加する場合」の助成対象機器、DR 実証の要件、注意事項は以下のとおりです。

- ① DR実証に参加する場合の助成対象機器
 - ア 助成対象機器は「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱(令和6年4月25日付6都環公地温第634号)」において登録及び公表されている都登録家庭用アグリゲーター(以下「都登録AG(家庭)」という。)の DR 対象機器(DR 実証を行うことができる家庭用燃料電池(エネファーム))、エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器であること。
 - ※都登録AG(家庭)情報やDR実証の対象の家庭用燃料電池(エネファーム)については以下のページをご参照ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

- イ 対象機器を購入した際の領収書の日付が、令和6年4月1日から令和8年12月22日までのものであること。
- ウ エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器は、都内の住宅に新規で設置された家庭 用燃料電池(エネファーム)に新規で併設された機器であり、都登録 AG(家庭)が DR 実証をするために必要な設備であること。

② DR実証の要件

- ア 都登録AG(家庭)と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して 2 か年度の間、 都登録 AG(家庭)が助成対象機器の遠隔監視を行い、遠隔制御(または自動制御)に より、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時の DR 及び年間5日以上の DR 実証契 約を締結すること。
- イ アで締結した DR 実証契約に基づき行う DR 実証に協力すること。また、DR 実証の実施後に 当該都登録 AG(家庭)が実施するアンケートに協力すること。なお、アンケートは助成対象機 器の使用者が回答すること。
- ウ 助成対象機器の稼働状況データ等を都登録 AG(家庭)に提供し、都登録 AG(家庭)が 当該データ及びアンケート結果(個人情報及び個人が特定できる可能性がある情報を除く。) を都に報告することに同意すること。また報告された分析結果を都が公表することに同意する こと。
- エ 都登録 AG(家庭)が代行で申請手続きを行うことに同意し、「デマンドレスポンス活用を見据 えた家庭用燃料電池普及促進事業におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付 申請等委任について」を公社に提出すること。

③ 注意事項

ア DR 実証内容の確認

必ず、都登録 AG(家庭)又は販売店等からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容と 注意事項(制御による電気代への影響の可能性等を含む)の説明を受けたうえで決定し てください。

イ アグリゲーターの確認

都登録 AG(家庭)の登録は、都や公社が優良な事業者として認定するものではありません。また、都登録 AG(家庭)は、優良な事業者として誤認の可能性がある営業活動等を行うことができません。

必ず、事業者についての説明を受けたうえで決定してください。

ウ DR 実証要件に非該当の場合の助成金返還

実証期間中に、正当な理由なく、DR 実証契約の解約、DR 実証、アンケート、電力データ や稼働データの収集に協力しない場合は、DR 実証参加により増額等された分の助成金 の返還を求める場合があります。

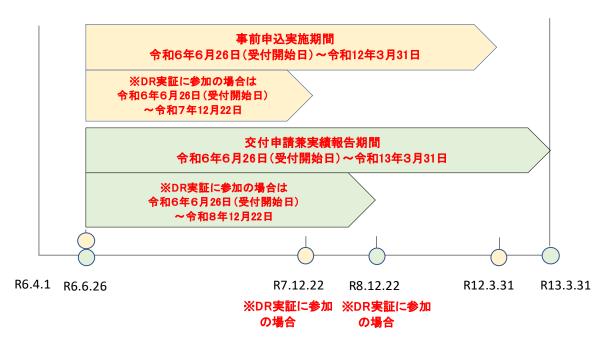
1.4 本事業の実施期間

(交付要綱第6条、交付要綱第12条参照)

本年度からの助成金の交付申請の募集は令和6年6月 26 日から令和 13 年3月 31 日まで (DR 実証に参加の場合令和6年6月 26 日から令和8年 12 月 22 日まで)

助成金の交付は令和6年度から令和 13 年度(DR 実証に参加した場合は令和9年度)まで行います。 交付申請兼実績報告の申請は事前申込受付日から1 年以内に行ってください。

詳しいスケジュールは下記の通りです。



★売買契約または、設置(領収書の領収日)が令和6年4月1日から令和6年6月26日までの場合は、契約締結等後の事前申込を認めるものとする。 その場合は、令和7年3月31日までに事前申込を行ってください。

1.5 助成対象機器

(交付要綱第5条参照)

対象機器は、以下の①②の各要件に適合するものとします。なお、助成金の交付決定に当たっては、「2.1 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

また、助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金<u>(東京ゼロエミ住宅導入促進事業な</u>ど)の交付を重複して受けることはできません。

① 家庭用燃料電池

- ・未使用品であること。
- ・ 一般社団法人燃料電池普及促進協会により家庭用燃料電池システム(エネファーム)として機器 登録されているものであること。
- ・ 当該助成対象機器により供給される電力を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。)で使用するものであること。
- 停電時においても継続して発電することができる機能を有するものであること。
- ② エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器
 - ・未使用品であること
 - ・都内の住宅に新規に設置された家庭用燃料電池に新規に併設する通信装置、制御装置、専用モニター装置、計測装置、センサー等の都登録AG(家庭)がDR実証をするために必要な設備であること。

1.6 機器経費

(実施要綱第4条3参照)

本助成金の交付対象となる経費は、助成対象機器の機器費及び設置に係る工事費(以下「機器経費」) であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

具体的には次の経費になります。

≪家庭用燃料電池(エネファーム)等機器経費≫

助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く)。

費目	助成対象機器	機器経費
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体(燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、 熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、同梱品の電流センサー(CTセンサー)、燃料電池運転操作等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体(貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップ給湯器、貯湯ユニット制御装置等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモコン、発電リモコン (既設給湯器を利用する場合)、配管カバー、据置台の購入及び製造事業者も しくは機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用、寒冷地及び 塩害対策仕様に係る費用
	エネルギーマネ ジメント機器及び IoT関連機器	エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器は、都内の住宅に新規に設置された家庭用燃料電池に併設する通信装置、制御装置、専用モニター装置、計測装置、センサー等の都登録AG(家庭)がDR実証をするために必要な設備
費用	工事項目	機器経費
工事費	配線・配線器具 の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線(CT線)、同梱品以外の電流センサー(CTセンサー)、リモコン配線、発電電力供給電線、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型電源用屋外コンセント、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器電源線、ユニット間通信線、貯湯槽分離型バックアップ給湯器通信線、アース線及び前記電気設備の設置に係る付属部材、電気支持部材及び前記設置等に係る人件費
	配管・配管器具 の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管用継ぎ手、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管固定用部材、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器の排水配管(オーバーフロー配管及びドレン配管)及び配管設備の設置に係る付属部材、配管支持部材及び前記設置等に係る人件費
	上記工事に付随するその他工事	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器の基礎(プレキャスト基礎、現場打設又はゲタ基礎、木の根を抜く・凹凸を整地する・塀を広げる等の工事費も含む)及びアンカーボルト、機器の搬入据付(重機及び重量とび等による特殊搬入費用を含む)、搬入経路確保に要する費用、設置に必要な支持部材、配管カバー、据置台、リモコン及び特殊排気カバー取付費用、寒冷地及び塩害対策に係る費用、設置工事会社が行う試運転、系統連系協議書類作成及び立会い費用、前記設置等に係る人件費及び諸経費(直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、間接経費等)

※家庭用燃料電池(エネファーム)設置工事に直接関係しない経費として、助成対象外となる経費の例

× 既設給湯器、エアコン室外機等の撤去費用 × 衛生器具設備工事

× 暖房配線·配管工事

× 追い焚き配管工事

- × 給水·給湯配管工事
- × バルク供給システム設備工事
- × 家のしゅん工検査立会い費
- × 助成対象機器のメンテナンス経費
- × ガス配管工事
- × 助成対象機器の輸送·運搬費
- × 本助成金の申請手続に係る経費
- × 自立専用コンセントに係る施工費

1.7 助成金の交付額

(交付要綱第 10 条参照)

本助成金の交付額は、次に定める金額とする。

ただし、助成金の交付額が助成対象機器の機器費及び設置に係る工事費を超えない範囲において交付するものとする。また、機器経費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が機器経費を超えない範囲において交付するものとする。

≪家庭用燃料電池(エネファーム)≫

- ・戸建住宅…1台当たり70,000円
- ・集合住宅…1台当たり120,000円

【DR(デマンドレスポンス)実証※に参加する場合】…1台当たり80,000円を加算

- ≪エネルギーマネジメント機器及びIoT機器≫
 - ・DR 実証に参加しかつ家庭用燃料電池(エネファーム)1 台当たりに新規に併設する場合…50,000 円

※DR実証とは

都登録家庭用アグリゲーターが、AI・IoT等のデジタル技術を活用し、電力の需給状況に応じて、 蓄電池の充電・放電や給湯のタイミング等をまとめて調整することで需要最適化を図る取組の実証。 詳細につきましては下記のページをご参照ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

1.8 本助成金の事前申込

(交付要綱第6条参照)

① 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約(以下「契約等」という。)を締結する前に事前申込書(誓約事項を含む)及び見積書を公社に電子申請を利用して提出するか、または書面にて公社に提出してください。 ※事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。

(事前申込を電子申請した場合は交付申請兼実績報告書も電子申請で提出する必要があります。)

② 事前申込 受付期間

令和6年6月 26 日から令和 12 年3月 31 日(郵送:17 時公社必着、電子申請:当日 17 時まで)

※ただし、令和6年4月1日から令和6年6月26日までの間に契約締結又は契約締結及び工事を した場合は令和7年3月31日までに事前申込を行ってください。

<DR 実証に参加した場合>

令和6年6月 26 日から令和7年 12 月 22 日 (郵送:17 時公社必着、電子申請:当日 17 時まで)

③ 事前申込有効期限

事前申込受付日から1年以内です。

ただし、その日が有効期限令和 13 年3月 31 日(DR 実証に参加の場合は令和8年 12 月 22 日)より後の場合は、令和 13 年3月 31 日(DR 実証に参加の場合は令和8年 12 月 22 日)までに申請をして

ください。

事前申込有効期限内に交付申請兼実績報告書が提出されない場合、その事前申込は無効となります。また、申請をした事前申込を廃止したい場合は別途ご相談ください。

1.9 本助成金の交付申請

(交付要綱第 11 条/12 条参照)

- ①事前申込を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請兼実績報告書及び別表1及び2に掲げる書類を、③の期限内に電子申請を利用して提出するか、または書面((第5号様式)にて公社に提出してください。
- ②助成金交付申請兼実績報告書 受付期間

令和6年6月26日から令和13年3月31日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)

<DR 実証に参加した場合>

令和6年6月26日から令和8年12月22日 (郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)

③交付申請兼実績報告 申請期限

交付申請の受付期間は以下のいずれか早い日までに申請してください。

- ・事前申込有効期限
- •令和 13 年3月 31 日

※DR 実証に参加した場合は令和8年 12 月 22 日

※助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を 証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。

④交付申請に係る不備について、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。

また、助成対象者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該不備の 修正を行わないとき又はご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類等は破棄させていただき ます。ご注意ください。

⑤ 過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けている家庭用燃料電池(エネファーム)について、重複申請を受理することはできません。

1.10 手続代行者

(交付要綱第 13 条/14 条/35 条参照)

助成対象者は、本手引き「1.8 本助成金の事前申込」及び「1.9 本助成金の交付申請」による助成金の申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の申請に係る手続の代行を行う者(以下、「手続代行者」という。)は、交付要綱及びその他公 社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進でき るよう努めてください。

なお、DR 実証参加する場合、助成対者は都登録AG(家庭)(遠隔制御を実施する事業者(アグリゲーター))に本助成金の交付申請等の手続きの代行を委任してください。都登録AG(家庭)は、販売事業者等に交付申請に係る手続代行業務を委託することができます。

委任にあたっては、公社所定の様式「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について」(以下、「委任状」という。)に両者の署名(自著)又は記名、押印により合意を締結するものとし、当該委任状を公社に提出してください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容について確認を 得た上で実施してください。
- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受付けませんのでご注意ください。

1.11 助成金の交付決定及び交付額の確定

(交付要綱第 15 条/17 条参照)

公社は、「1.9 本助成金の交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及 び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内 で、本助成金の交付額を確定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付し、1か月から2か月程度で助成金を支払います。

- * 助成金交付決定通知は封書で郵送にて行います。
- * 送付先は、原則助成対象者宛てとなります。 対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご 注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を 受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができます。(交付要綱第 17条参照、交付申請撤回届出書(第8号様式) なお、一度申請を撤回した対象設備については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.1 助成金交付の条件

(交付要綱第 16 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第16条を参照してください。

① 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金等の交付を重複して受給しないこと。

② 現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象機器から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(<u>助成金事前申込に記載</u>されている<誓約事項>を必ずご確認ください。)

③ 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

④ 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

⑤ 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

⑥ 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守してください。

(7) 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

2.2 管理、譲渡等の報告等

(交付要綱第8条/9条/20条/21条/22条/23条/24条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の管理を行い、②~④に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。
- ② 対象機器が相続、法人の合併、分割により事前申込者の地位承継があった場合に、事前申込

者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継事業者(事前申込者)」という。)は、「一般承継による事前申込者地位承継届出書(第1号様式)」を公社へ提出をしなければなりません。

- ③ 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、「契約等による事前申込者の地位承継承認申請書(第2号様式)」を公社へ提出しなければなりません。
- ④ 助成事業者は、個人にあっては氏名、住所、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書(第9号様式)を提出しなければならない。
- ⑤ 対象機器が相続、法人の合併又は分割により地位を継続して保持しようとする者(一般承継事業者)は、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第 10 号様式)」を公社へ提出しなければなりません。(ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。)

また、地位を辞退する場合には、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第 11 号様式)」を公社へ提出をしなければなりません。

本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第 12 号様式)」を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準(平成 26 年4月1日付 26 都環総地第6号)第3条第2項に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求します。

請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。

公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第 12 号様式)」を通知します。

⑥ 住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に交付要綱第 23 条に規定する内容を記載するものとし、この内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映 させてください

家庭用燃料電池(エネファーム)(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、⑤~⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という)は、公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器を設置した場合(助成対象機器が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。家庭用燃料電池 (エネファーム):6年。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業助成金交付要綱」第25条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主及び当該変更後の所有者は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第 16 号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、当該申請をした買主に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)
 - 第32に定める方法により算出した額を請求するものとする。
- ⑨ 買主は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- ⑩ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑦ 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに、「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第 13 号様式)」を公社に提出しなければなりません。ただし、法定耐用年数の期間期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。 公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継 承認通知書(第 14 号様式)により、不承認とする場合は契約等による助成事業者の地位承継不承認通知書(第 15 号様式)により、申請者に通知します。
 - * 対象機器の法定耐用年数の期間は以下のとおりです。
 - 家庭用燃料電池(エネファーム)(6年)
 - ・エネルギーマネジメント機器及びIoT機器(5年)
 - * 助成事業者は、対象機器の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.3 処分の制限

(交付要綱第25条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- ① 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- ② 助成事業者は、①の承認を受けようとするときは、あらかじめ、「取得財産等処分承認申請書(第 16 号様式)」を、公社に提出するものとします。
- ③ 公社は、②の申請を受けたときは、速やかに①の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の 内容を②の申請をした者に通知するものとします。

2.4 交付決定の取消し

(交付要綱第26条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- ① 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ② 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- ③ 交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき

2.5 不正手続き等に対する措置

(交付要綱第26条の2参照)

公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じる場合があります。また、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして措置を行います

- ① 第 15 条の規定による本助成金の不交付の決定、第 26 条第1項の規定による交付決定の取消し、 第 27 条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第 28 条第1項の規定による違約加算金 の納付の請求。
- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、 一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2.6 助成金の返還

(交付要綱第27条参照)

① 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金

があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。

- ② 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、「1.7助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- ③ 助成事業者は、①及び②により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- ④ 返助成事業者は、③の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、「助成金返還報告書(第 19 号様式)」を提出しなければなりません。

2.7 違約加算金及び延滞金

(交付要綱第28条/第29条参照)

- ① 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 n°ーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- ② 助成事業者は、①による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ③ 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- ④ 助成事業者は、③による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.8 他の助成金等の一時停止等

(交付要綱 30 条参照)

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.9 個人情報の取り扱い

(交付要綱第34条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、及び地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なし に、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

2.10 申請方法

(交付要綱第6条/11条参照)

本事業に係る手続きについては、原則、電子申請にて行ってください。

電子申請が難しい場合は、書類を郵送で公社へお送りください。到着まで追跡可能な方法にてご提出ください。原則として、申請書類の到着に関するお問合せに個別に回答することは出来かねます。

(参考)関連ホームページのご案内

・本事業 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

アグリゲーション事業について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre home

デマンドレスポンス実証ポータルサイト

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre home/drdemonstration

東京都

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 助成金申請の手引き

> □発行・編集 令和6年6月 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京) 〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

電話:03-6659-3472 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)9:00~17:00